



平成 25 年 10 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社メディア工房
代表者名 代表取締役社長 長沢 一男
(コード: 3815、東証マザーズ)
問合せ先 執行役員管理部長 今井 健一
(TEL. 03-5549-1804)

ストックオプションとして新株予約権を発行する件に関するお知らせ

当社は平成 25 年 10 月 23 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、当社の取締役並びに子会社の取締役に対して、ストックオプションとして下記の要領により新株予約権を無償で発行すること、かかる新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任すること、並びに会社法第 361 条の規定に基づき、金銭でない報酬として当社の取締役に割当てる新株予約権の算定方法につき承認を求める議案を、平成 25 年 11 月 20 日開催の当社第 16 回定期株主総会に提案することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、同定期株主総会において割当を受ける当社の取締役は 6 名（社外取締役は除く）となり、従来のストックオプションとしての新株予約権の付与の状況その他諸般の事情を考慮して、当社の取締役への新株予約権の割当て数は 1,000 個を上限とし、新株予約権としての報酬額は後記（11）に記載のある新株予約権の公正価額に新株予約権の割当て個数を乗じた額とします。

記

1. 新株予約権を無償で発行する理由及び新株予約権を取締役等に対して報酬として付与することを相当とする理由

当社の取締役並びに子会社の取締役に対し、当社グループの業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。

2. 新株予約権発行の要領

（1）新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役並びに子会社の取締役

（2）新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,000 株を上限とする。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

（3）新株予約権の数

各事業年度に係る定期株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権は 1,000 個を上限とする。なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は 1 株とする。（ただし、（2）に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。）

(注) 当社は、平成 26 年 2 月 28 日を基準日として、1 株につき 100 株の割合をもって株式の分割を行います。その場合、新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数は 100 株となります。また、上記株式分割の効力発生日である平成 26 年 3 月 1 日をもって単元株式制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額を調整するものとする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から 2 年経過した日の翌日から 2 年以内

(7) 新株予約権の行使の条件及び制限

- ① 新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役並びに子会社の取締役の地位にあることを要する。
- ② その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者の間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(8) 講渡による新株予約権の取得の制限

講渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得条項

新株予約権者が上記(7)①の条件を満たさなくなった場合、その他理由のいかんを問わず権利行使することができなくなった場合、当該新株予約権について、当社はこれを無償で取得することができる。

(10)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11)新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

(12)新株予約権に関するその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、別途開催される取締役会の決議において定める。

3. 支配株主との取引等に関する事項

本件ストックオプションの発行については、その一部につきまして、割当を受ける当社の取締役並びに子会社の取締役のうち1名は当社議決権の過半数を保有しており支配株主に該当し、また当社の取締役1名は支配株主の近親者に該当しております。したがいまして、本件ストックオプションの両名への割当は、支配株主との取引等に該当しております。

(1)公正性を担保する措置及び利益相反回避措置

本件ストックオプションは、社内で定められた規則並びに手続に基づき発行しております。また、権利行使価格の決定方法をはじめとする発行内容及び条件についても、前記2「新株予約権発行の要領」に記載のとおり、一般的な新株予約権付与の内容及び条件から逸脱するものではなく、適正なものであります。

(2)少数株主に不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係を有しない者による意見

支配株主と利害関係のない社外取締役である石井莊一郎取締役（独立役員）及び社外監査役である西中間貢常勤監査役（独立役員）、原文一監査役、日高正信監査役の4名より、以下の事由により公正性を担保する措置及び利益相反回避措置がとられていることから、少数株主にとって不利益なものではないことにつき、平成25年10月23日付で意見を得ております。

- 1) 本件が平成17年11月25日開催の第8回定期株主総会で承認された取締役報酬枠の範囲内での発行であること。
- 2) 取締役の業務執行の対価として相当でないと認められないこと。
- 3) 本件の新株予約権は、社内で定められた規則並びに手続に基づいて、発行を予定されていること。
- 4) 権利行使価格をはじめとする発行内容及び条件の決定方法等を確認し、指摘すべき問題はなかったこと。

なお、上記4名の社外取締役・社外監査役は平成25年10月23日開催の当社取締役会で本件にかかる議案について審議に参加し、当該議案に同意する旨並びに異議が無い旨を表明しております。

(3)コーポレート・ガバナンス報告書との適合状況

当社では、平成25年2月1日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に、以下の内容で支配株主との取引方針を記載しており、本件は、この基本方針に則って決定しております。

「当社と支配株主との取引につきましては、一般の取引と同様に適正な条件のもとに行うことを基本方針とし、取締役会において取引内容及び取引の妥当性等について審議の上、取引の是非を決定することとしております。」

(ご参考)

- (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成25年10月23日
- (2) 定時株主総会の決議日 平成25年11月20日

※上記の内容については、平成 25 年 11 月 20 日開催の当社第 16 回定時株主総会にて「当社取締役並びに子会社取締役に新株予約権を無償で発行する件」が承認可決されることを条件としております。

以 上